

## 社団法人 電気学会の常勤役員の退職金に関する規程

### ( 総 則 )

第 1 条 この規程は、この法人の常勤役員（専務理事をいう）の退職金に関し必要な事項を定めるものである。

### ( 退職金の額 )

第 2 条 退職金の額は、在職期間 1 年につき、退職日における本給の 1.7 倍の金額とする。  
2. 役員在職中に死亡した場合は、在職期間に関係なく前項に本給の 2 か月分を加算する。

### ( 在職期間の計算 )

第 3 条 在職期間の計算については、任命の日から役員退職の日までとし、1 年未満の端数月については月割りとする。ただし、1 か月未満は切り捨てる。

### ( 再任等の場合の取り扱い )

第 4 条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

### ( 退職金の支給 )

第 5 条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

### ( 退職金の減額および不支給 )

第 6 条 退職金の減額および不支給の取り扱いは、職員に対する退職金の取り扱いに準ずる。

### ( 退職金の支給制限 )

第 7 条 役員が定款第 18 条第 2 項の規程に該当し解任されたときは、当該役員には退職金を支給しない。

### ( 遺族の範囲および順位 )

第 8 条 役員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までに定められた範囲および順位により、その遺族に支払う。

### ( 端数の処理 )

第 9 条 退職金の総額に 100 円未満の端数があるときは、100 円単位に切り上げる。

### ( 実施に関し必要な事項 )

第 10 条 退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附則 1. 平成 15 年 3 月 5 日開催の理事会において承認制定。  
2. 平成 15 年 3 月 5 日より施行。

